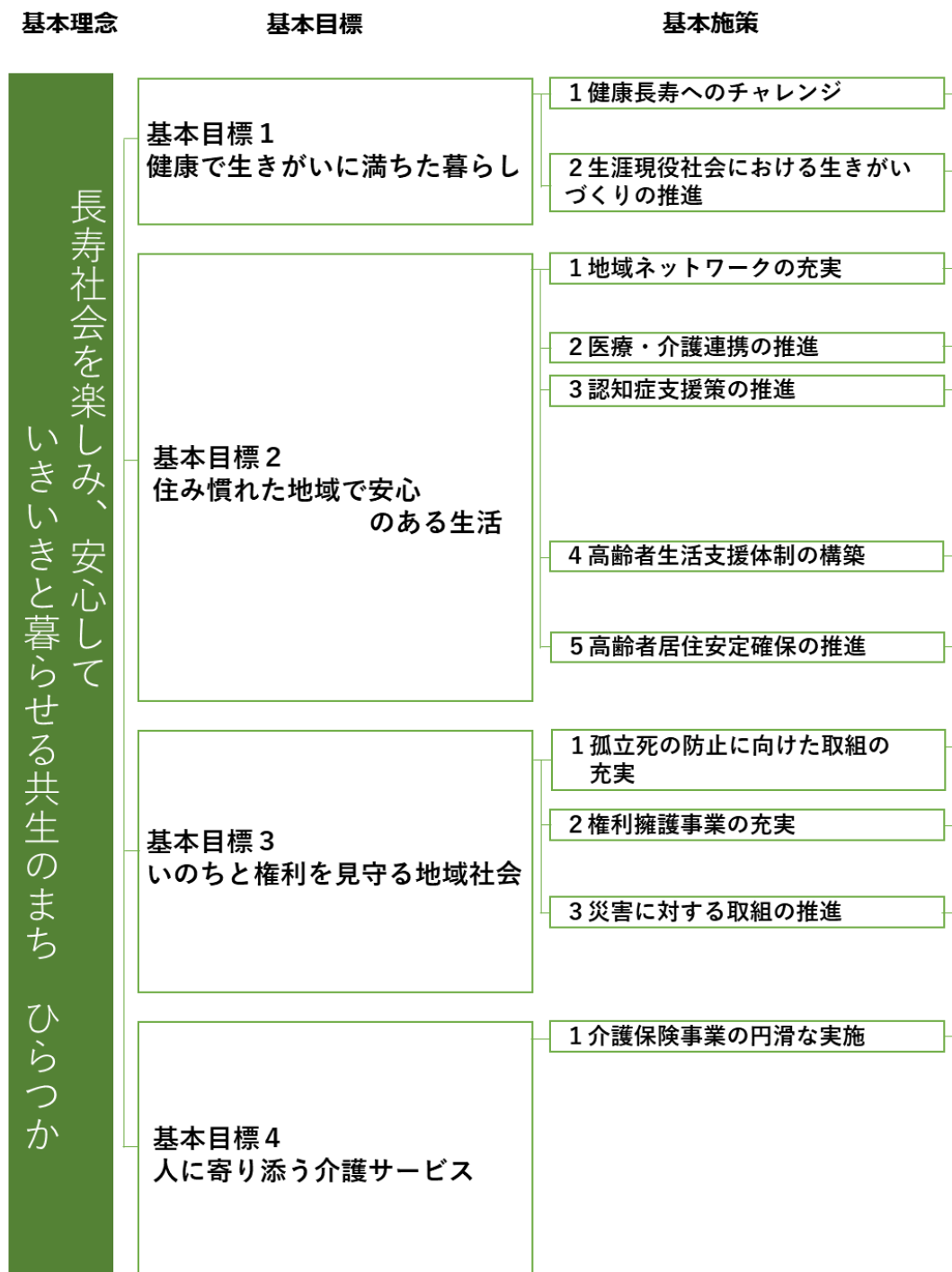


第3章 施策の展開

(1) 施策の体系

施策の体系は次のとおりです。



施策

重点事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	健康チャレンジに取り組むための通いの場（サロン）の開催支援
(2) 地域で取り組む健康チャレンジ	
(1) 地域における高齢者の生きがい・健康づくり	フレイル対策推進事業 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
(2) 多様な働き方への支援	
(1) 高齢者よろず相談センターの機能強化	ハローワーク及び生きがい事業団等との就労ネットワーク 生きがい事業団への支援
(2) 地域資源との連携強化	
(1) 医療・介護連携推進のための支援	基幹型地域包括支援センターの設置
(1) 認知症理解のための普及・啓発	在宅介護生活サポート事業
(2) 認知症予防施策の充実	
(3) 認知症に対する早期対応体制の整備	
(4) 認知症高齢者の見守り支援	
(1) 生活の安心・安全確保	認知機能検査の実施
(2) 要介護者及び家族介護者への支援	
(1) 良質な高齢者向け住まいの供給促進	チームオレンジの体制整備
(2) 高齢者が円滑に入居できる体制づくり	
(1) 見守り活動の推進	
(1) 日常生活を支える権利擁護事業の推進	権利擁護のための相談支援及び普及啓発 終末期に向けた権利擁護推進事業
(2) 高齢者虐待防止の一層の推進	
(1) 避難行動要支援者への支援	高齢者虐待の相談体制の充実
(2) 避難体制への支援	
(1) 情報提供の充実	介護のイメージアップへの取組 介護職員への定着支援 スマート介護の推進
(2) 介護サービスの質の向上	
(3) 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上	

(2) 基本施策

基本理念及び4つの基本目標を踏まえて、市民、事業所・団体の参加と協力のもとに本計画の実現に向け、施策を展開します。

高齢者の自立支援や要介護状態の重度化防止など、できるだけ介護が必要な状態にならないよう健康寿命の延伸に向けた取組を進めるほか、必要なサービスを提供できるよう介護サービス提供基盤の整備を図ることにより、介護保険制度を維持しつつ、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられることを目指します。

事業の所管課

重点事業：本計画で重点的に取り組む事業
新規事業：本計画で新たに取り組む事業

<各事業の見方>

事業の名称

ア ●● (担当課：地域包括ケア推進課)

【事業概要】	重点事業			
●●を実施します。				
【本計画での実施内容】				
●●を実施します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
●●の実施回数	*	*	*	*
●●の参加人数				

事業の進捗を測る事業量を記載しています。

指 標：事業の進捗状況を測る基準

令和4年度：令和4年度の事業量の実績

※指標がない事業は、9期計画から新たに設定しました。

令和6～令和8年度：事業量の見込み

基本目標 | 健康で生きがいに満ちた暮らし

1 健康長寿へのチャレンジ

平成 27 年の介護保険法の改正に伴い開始した総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を推進し、引き続き、介護事業所に加え、町内福祉村や生きがい事業団等の地域資源を活用することで、訪問型介護、通所型介護をはじめ、利用者のニーズに合った多様なサービスを提供します。また、全ての高齢者を対象に、フレイル対策や地域で住民が主体的に運営する通いの場（サロン）の開催支援を実施するほか、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施しながら、生活支援の充実や健康増進と介護予防の推進を図ります。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）は、基本チェックリストにより、支援が必要であると判定された方や要介護認定で要支援と認定された方等（以下「要支援者等」といいます。）が対象となる「介護予防・生活支援サービス事業」と 65 歳以上の全ての方が対象となる「一般介護予防事業」で構成され、様々な支援者やサービス間の連携や連動のもと、高齢者の日常生活の自立や介護予防を支援します。

【介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス】

要支援者等に対し、自宅を訪問して介護予防に資する支援を行います。

ア 従前の訪問介護相当サービス（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
訪問介護事業者の訪問介護員による専門的な身体介護・生活援助を実施します。				
【本計画での実施内容】				
要支援者等のうち、専門的な身体介護・生活援助が必要な方に対して、訪問介護員による支援を実施します。				
【事業量】				
指標	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
延べ利用件数	12,157 件	12,586 件	12,799 件	13,016 件

イ 訪問型サービス A (担当課:地域包括ケア推進課)

【事業概要】				
事業者による従前の訪問介護相当サービスの基準を緩和した生活援助を実施します。				
【本計画での実施内容】				
要支援者等のうち、身体介護等の専門的な支援を必要としない方に対して、訪問介護事業者及び生きがい事業団等が生活援助を実施します。また、当事業においては、資格を有しない方も一定の研修を受講することで従事可能となるため、市主催の研修を開催することで、担い手の養成を推進するとともにサービスの質の確保を図ります。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用件数	18,237件	18,474件	18,714件	18,957件

ウ 訪問型サービス B (担当課:地域包括ケア推進課)

【事業概要】				
自力では困難な行為であるが専門性の必要ない生活援助(ゴミ出しなど)を、ボランティア等による住民主体の自主的な取組により実施します。				
【本計画での実施内容】				
要支援者等のうち、身体介護等の専門的な支援を必要とせず、ボランティアによる支援が適している方に対して、ボランティア団体等が高齢者よろず相談センターとの連携のもと生活援助を実施します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用件数	989件	1,028件	1,048件	1,068件

【介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス】

要支援者等に対し、生活機能向上のための支援等、通所による介護予防に資する支援を行います。

エ 従前の通所介護相当サービス（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
生活機能向上のための専門的な機能訓練を通所介護施設で実施します。				
【本計画での実施内容】				
要支援者等のうち、通所介護施設で、生活機能向上のための支援を行うことが適している方に対して、専門的な支援を行います。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用件数	67,239件	74,780件	78,862件	83,167件

オ 通所型サービスC（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
要支援者等のうち、運動機能や口腔機能の低下、低栄養状態がみられる方、又はそのおそれがある高齢者に対して、短期集中的に各種の機能向上プログラムを実施します。				
【本計画での実施内容】				
要介護状態になることを防ぐため、運動・口腔・栄養のプログラムを一体的に実施します。また、フレイルチェックなど他の取組と連動させながら効果的に事業を推進していきます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	213人	432人	432人	432人

第3章 施策の展開

【介護予防ケアマネジメント】

高齢者の方々が、自立して生活できるように、それぞれの状態に合った介護予防の支援計画の策定などを行います。

カ 介護予防ケアマネジメント（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
要支援者等に対する介護予防ケアマネジメントを行います。				
【本計画での実施内容】				
高齢者よろず相談センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成し、利用するサービスを決定します。必要に応じたモニタリングにより、サービス利用者の状態を把握し、ケアプラン期間終了後に評価を行います。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ実施件数	11,054件	12,175件	12,777件	13,409件

キ 介護予防ケアマネジメント効果検討事業（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
「介護予防のための地域ケア会議」として、介護予防ケアマネジメントに関して効果を検討する場を設け、市と高齢者よろず相談センターの連携を強化し、利用者に適したサービスとなるよう必要に応じた支援を行います。				
【本計画での実施内容】				
各高齢者よろず相談センターからケアプラン等の提出を求め、介護予防ケアマネジメントの内容についてヒアリングや検討を行います。また、各高齢者よろず相談センターに必要な応じた指導を行うとともに、高齢者よろず相談センターからの意見や要望を考慮したマニュアルの整備等を行います。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ヒアリング回数	13回	13回	13回	13回

(2) 地域で取り組む健康チャレンジ

健康チャレンジとは、「要介護状態になることをできる限り防ぐこと、そして要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすること」を目指すものであり、若いころから健康増進や生活習慣病予防に努め、高齢者となっても介護予防に継続的に取り組む必要があります。このため、令和2年度から実施している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の体制等において、健康増進と介護予防に関する効果的かつ包括的な事業の連携及び取組を進めます。

【一般介護予防事業】

要介護認定にかかわらず、おおむね65歳以上の方を対象に、健康教室の開催や健康相談を実施します。また、地域住民等が開催する通いの場（サロン）を様々な方法で支援します。

ア 健康チャレンジ高齢者把握事業（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
高齢者よろず相談センター等で基本チェックリストを実施し、健康増進や閉じこもりの防止につながります。				
【本計画での実施内容】				
基本チェックリストについて、関係機関と連携して事業の周知を図るとともに、フレイルチェックなど他の取組とも連動させながら実施します。また、基本チェックリストの結果を踏まえ、適切なサービス案内や情報提供を行います。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業対象者数（新規）	—	152人	174人	200人

イ 地域リハビリテーション活動支援事業（担当課：保険年金課）

【事業概要】				
地域における健康チャレンジの取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。				
【本計画での実施内容】				
医師会等と連携し住民主体の通いの場や通所型サービス、地域ケア会議等の介護予防の取組において、介護予防に関する技術的助言やケアマネジメント支援等を行い、介護の重度化予防や生活の充実に向けた支援を行います。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援回数	12回	25回	25回	25回

第3章 施策の展開

ウ 健康チャレンジ事業評価事業（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
学識経験者及び医師会・歯科医師会等から助言を得て、介護予防事業の質の確保・向上の観点で評価します。				
【本計画での実施内容】				
健康チャレンジに関する各種取組について、効果の把握、分析、評価等を行い、さらなる充実につなげます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	2回	2回	2回	2回

エ 健康チャレンジ普及啓発事業（担当課：保険年金課）

【事業概要】				
高齢者の健康増進・フレイル予防に関する講話・講演会や、保健師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等による相談を行います。また、健康チャレンジを地域で実施するための教室を各専門職の視点で開催します。				
【本計画での実施内容】				
医師会や高齢者よろず相談センター等と連携し、高齢者が日頃から健康増進・フレイル予防について関心を持つとともに、知識を身につけることができるよう普及啓発に努めます。地域や団体に向けた各種の教室や講話を開催し、高齢者の健康増進・フレイル予防を地域住民が自主的に行うことの大切さを伝えます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催数	15回	16回	16回	16回
延べ参加者数	300人	400人	400人	400人

オ

健康チャレンジに取り組むための通いの場(サロン)の開催支援

(担当課:地域包括ケア推進課)

【事業概要】		重点事業		
介護予防に取り組む通いの場(サロン)を運営する住民主体のボランティア団体に対し補助金交付等の支援を行います。				
【本計画での実施内容】				
補助金交付による活動経費の一部支援や、介護予防活動の実践方法を掲載した「健康チャレンジ教本」の提供により、通いの場の各団体の主体的かつ継続的な取組を促します。各団体における介護予防活動の効果を高めます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ参加者数	155,178人	182,000人	198,000人	214,000人

カ

健康チャレンジリーダー育成事業 (担当課:保険年金課)

【事業概要】	
健康チャレンジリーダーを中心に地域団体が活発に介護予防に資する活動を展開することにより、多くの高齢者へ介護予防活動への参加を促し、健康長寿につなげます。	
【本計画での実施内容】	
健康チャレンジリーダーの活動を支援し介護予防の普及啓発を図ります。また、介護予防に資する既存の市民ボランティアの役割や活動等の整理、検討を行います。	

キ

健康チャレンジ地域活動支援事業 (担当課:地域包括ケア推進課・保険年金課)

【事業概要】				
健康チャレンジの取組を地域に根ざすために、身近で気軽に取り組める地域における住民主体の健康増進・フレイル予防活動の育成・支援を行います。				
【本計画での実施内容】				
住民主体の健康チャレンジの取組や内容の向上に向けて、講師の派遣、各種団体が行う教室の紹介などの取組についての情報発信等、活動への支援を行います。また、気軽に健康チャレンジに取り組める機材等を貸し出しし、地域で取り組めるような活動を支援します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講師の派遣	—	10回	10回	10回

ク 健康チャレンジ食生活改善事業（担当課：保険年金課）

【事業概要】				
高齢者の食や口腔に関わる各種団体等と連携し、地域高齢者の健康増進・フレイル予防のための「食べること」を支援する体制を構築します。				
【本計画での実施内容】				
医師会や高齢者よろず相談センター等と連携し、低栄養傾向にある高齢者の相談体制を構築や、低栄養改善のための食の知識の普及啓発をします。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援件数	—	10件	15件	20件

ケ ひらつか元気応援ポイント事業（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
社会参加や地域貢献等を通じた高齢者の介護予防活動を支援するため、事業へ参加する高齢者（元気応援会員）が介護保険施設等の受入機関で行った活動に対しポイントを付与し、ポイントに応じた交付金や元気応援セットを交付します。				
【本計画での実施内容】				
事業の周知を積極的に行うほか、様々な種類の受入機関を増やしていくことで身近な場所で気軽に活動できる体制を整えます。また、アンケートや意見交換会を通して把握した高齢者（元気応援会員）のニーズを適宜取り入れながら、魅力ある事業にするよう改善を図ります。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動者数	122人	137人	152人	167人

コ フレイル対策推進事業（担当課：保険年金課）

【事業概要】		重点事業			
<p>多くの高齢者は、健康な状態からフレイルの段階（心身の活力が低下した状態）を経て、要介護状態に陥ると考えられています。しかし、フレイル状態にあっても、その変調に気づくことなく「歳のせい」と見過ごしてしまうことによって、介護予防の支援をすべきタイミングを逃してしまっているという現状があります。そのため、東京大学高齢社会総合研究機構との連携のもと、「栄養（食・口腔）・運動・社会参加」をテーマに、フレイルを「知る」「気づく」「予防・改善する」という3つの観点から各種事業を展開することで、自身の状態の見える化を図り、フレイル予防のための行動変容につなげていきます。</p>					
【本計画での実施内容】					
<p>「知る」を促す事業として、市ウェブ上のフレイル専用サイトの充実、通いの場等での周知など、広くフレイル予防の普及啓発を図ります。また、「気づく」「予防・改善する」を促す事業として、フレイルチェック測定会や住民主体のオーラルフレイル予防のためのカムカム教室等を開催します。なお、各事業は、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の視点を踏まえ、各種データと連携し推進していきます。</p>					
【事業量】					
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
フレイルチェック参加者数【累計】	505人	1,515人	2,020人	2,525人	

サ フレイルサポーター養成事業（担当課：保険年金課）

【事業概要】		新規事業			
<p>フレイルサポーターの養成を通して、主体的にフレイル予防に取り組む市民を増加させることを目指します。フレイルサポーターを中心に地域で介護予防に資する活動を展開することにより、多くの高齢者の介護予防活動への参加を促し、健康長寿につなげます。</p>					
【本計画での実施内容】					
<p>フレイルサポーターを養成し地域においてフレイルチェックやカムカム教室等を実施することにより、高齢者が主体的にフレイル予防に取り組めるように支援します。</p>					
【事業量】					
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
養成者数	20人	20人	20人	20人	

シ

通いの場(サロン)等におけるICTを活用したつながり促進事業

(担当課:地域包括ケア推進課)

【事業概要】				
<p>高齢者のフレイルには、身体的フレイル、心理・精神的フレイル、社会的フレイルがあり、中でも、人とのつながりの希薄化などによる社会的フレイルの予防は、特に重要な取組となります。外出が困難な場合などでも、自宅で SNS をはじめとする ICT 技術を活用し、人とのつながりを維持できるように支援します。</p>				
【本計画での実施内容】				
<p>町内福祉村等が実施する通いの場(Ⅱ型)を中心に、主にスマートフォンを所持する高齢者に対し、スマートフォンの活用講座を開催し、グループでの通話等を安全に実施できる方法等を学ぶ機会を提供します。</p>				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講座開催数	8回	4回	4回	4回

【壮年期からの生活習慣病予防対策】

若い頃から生活習慣病を予防し健康増進に努めることが、将来の介護予防にもつながります。そのため、壮年期から各種健診や健康教育等を通して健康への関心を高め、生活習慣の改善が図れるように取り組みます。

ス 健康診査等（担当課：健康課・保険年金課）

【事業概要】				
生活習慣病やがんの早期発見、早期治療等を目的とした各種健診、保健指導を実施します。				
【本計画での実施内容】				
国民健康保険特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者健康診査、がん検診、成人歯科健診等を実施します。健診等の対象者には、個別通知を行います。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
がん集団検診実施回数	年32回	年34回	年35回	年36回
がん検診個別通知	年1回	年1回	年1回	年1回
成人歯科健診個別通知	年1回	年1回	年1回	年1回
肝炎ウイルス検診 個別通知	年1回	年1回	年1回	年1回
国民健康保険特定健診受診率	36.4%	38.4%	39.4%	40.4%
国民健康保険特定保健指導実施率	17.5%	18.5%	19.3%	20.1%

セ 生活習慣病重症化予防事業（担当課：保険年金課）

【事業概要】	
各種健康診査等の結果等から重症化予防の対象者を把握して、予防のための保健指導等を実施します。	
【本計画での実施内容】	
糖尿病性腎症重症化予防のための病診連携や健康相談を実施します。また、糖尿病及び高血圧等の重症化予防のため、適正な医療管理につなげる取組と生活習慣改善のための保健指導を実施します。	

ソ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（担当課：保険年金課・地域包括ケア推進課）

【事業概要】		重点事業			
健康診査等の分析結果から把握した健康課題や高齢期の体の特性等、フレイル状態等を把握し、身近な場所で健康づくりへの参加や適切な医療サービス等につながるよう、地域の場等で普及啓発や情報提供等を行い、疾病の予防に努めます。					
【本計画での実施内容】					
後期高齢者健康診査結果からフレイルハイリスク者を抽出し、フレイルチェック等の参加勧奨を行います。また地域の場を活用した健康情報の発信や普及啓発、必要な方への受診勧奨等を行います。					
【事業量】					
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
支援件数	—	1,800件	1,800件	1,800件	

タ 健康相談（担当課：健康課）

【事業概要】					
生活習慣病予防等の疾病の早期改善と自己管理の意識向上を図ることを目的とした健康相談を実施します。					
【本計画での実施内容】					
保健師、管理栄養士などが来所及び電話等にて個別相談を実施します。					
【事業量】					
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
開催回数	38回	38回	38回	38回	

チ 健康教育（担当課：健康課）

【事業概要】				
生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及を図り、健康の保持増進を目的として、健康教育を実施します。				
【本計画での実施内容】				
生活習慣病予防を目的として、専門医による健康講話、運動や食生活改善等に関する集団健康教育を実施します。がんへの知識の啓発を目的として、パソコンやスマートフォンなどから気軽にアクセスできるがん検診チェックサイトの普及を進めます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門医による健康講話：実施回数	5回	5回	5回	5回
運動や食生活改善等に関する集団健康教育：実施回数	33回	22回	22回	22回

ツ 地区組織活動・健康づくり推進事業・栄養改善指導事業（担当課：健康課）

【事業概要】				
地域の健康づくり活動を推進するための担い手を養成し運動・休養・食生活等に関する様々な事業を実施します。				
【本計画での実施内容】				
公募による講座を実施し、地域の健康づくりの担い手である健康推進員及び食生活改善推進員を養成します。講座修了後は、平塚市健康推進員連絡協議会、平塚市食生活改善推進団体に加入して、市から委託された運動、休養、食生活等に関する様々な事業を実施します。市は育成講座を実施し、各推進員への情報提供や技術向上等を支援します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康推進員養成講座実施回数	8回	8回	8回	8回
健康推進員育成講座実施回数	4回	4回	4回	4回
食生活改善推進員養成講座実施回数	8回	8回	8回	8回
食生活改善推進団体定例会実施回数	3回	3回	3回	3回

テ 骨密度測定の実施（担当課：健康課・保険年金課）

【事業概要】		新規事業		
骨密度測定を推進するため、高齢者よろず相談センターに対して、骨密度測定器を貸し出します。				
【本計画での実施内容】				
骨粗しょう症を早期発見・早期治療につなげるためには、骨密度測定機会を多く設けていく必要があることから、高齢者よろず相談センターに骨密度測定器を貸し出すことで骨密度測定を推進します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
骨密度測定参加者	203人	210人	215人	220人

2 生涯現役社会における生きがいづくりの推進

多様な技術・経験を有し就労意欲がある高齢者に対する就業機会の創出に向け取り組むとともに、高齢者の生活の質の向上に向けて、ボランティア等の地域での活動や、余暇活動及び地域貢献活動を支援することにより、高齢者が生きがいを持ち社会で活躍できる機会を支援します。

(1) 地域における高齢者の生きがい・健康づくり

高齢者が増えていく中で、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加を推進するとともに、地域社会の担い手として期待されているゆめクラブの活動のほか、地域におけるボランティア活動等に対し支援を行います。

ア 地域における高齢者の生きがい・健康づくり（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
高齢者の豊かな経験、知識及び技能や地域における社会資源を活用したサービスを高齢者相互が提供し合うことによって、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、高齢者自らが生きがいづくりと健康づくりに取り組むことができるよう支援します。				
【本計画での実施内容】				
これまでの経験や知識を活かして高齢者が講師等を担う教養的講座、娯乐的講座を開催するとともに、多世代交流などの高齢者の地域活動を推進します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	—	4回	6回	8回

イ ゆめクラブへの支援（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
ゆめクラブ湘南平塚と連携し、高齢者が健康で生きがいに満ちた生活を送る機会の一つとして活動を支援します。友愛訪問等の奉仕活動を充実させることにより地域での社会貢献を推進し、地域のクラブの魅力を高め、加入を促進します。				
【本計画での実施内容】				
奉仕活動を充実させることにより、ゆめクラブの活動内容が広く市民に理解されるようPRに努めるとともに、魅力あるクラブとなるよう支援を行います。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
友愛チーム数	48チーム	61チーム	61チーム	61チーム

第3章 施策の展開

(2) 多様な働き方への支援

高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、積極的に社会参加することにより、生きがいの充実を図ることができるよう、アクティブシニア等への情報提供など、ライフスタイルに合った多様な就業のための支援を行います。

ア ハローワーク及び生きがい事業団等との就労ネットワーク（担当課：高齢福祉課・産業振興課）

【事業概要】		重点事業			
ハローワーク及び生きがい事業団等と連携を図りながら、高齢者の多様な就業の機会創出に向け、シニア向けの就労支援セミナー及び個別相談会を開催します。					
【本計画での実施内容】					
就労活動に役立つ講演やシニア世代の就労に積極的な企業及び介護施設の紹介等を行うほか、参加企業による個別相談会を設け、アクティブシニアをはじめ、就労を希望する高齢者がそれぞれにあった働き方で活躍できるよう就労支援を行います。					
【事業量】					
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
セミナー開催数	2回	2回	2回	2回	
延べ参加者数	53人	60人	65人	70人	

イ 高齢者の雇用・就労支援情報の発信（担当課：産業振興課・高齢福祉課）

【事業概要】					
高齢者の雇用・就労支援に関する法令や制度、また、国・県の関連施策等について、ハローワークや生きがい事業団等関係機関と連携を図りながら、「ひらつか労働ニュース」等により情報発信に努めます。					
【本計画での実施内容】					
「ひらつか労働ニュース」等により高齢者の雇用・就労支援情報の発信を行います。					
【事業量】					
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
「ひらつか労働ニュース」による周知 ※令和4年度は「勤労ひらつか」	年2回	年1回以上	年1回以上	年1回以上	

ウ 生きがい事業団への支援（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】		重点事業			
<p>平塚市生きがい事業団は、高齢者が豊かな知識や技術を社会に役立て、就業することにより積極的な社会参加、地域貢献をしていくことを目的として設置運営されています。</p> <p>請負・委任事業や労働者派遣事業、有料職業紹介事業などの既存事業を拡充する他、新規事業を展開するなど多様な就業機会を確保できるよう平塚市生きがい事業団の事業運営において支援します。</p>					
【本計画での実施内容】					
<p>平塚市生きがい事業団では、関係団体等との情報交換やセミナー開催等によりニーズを把握し、介護人材の派遣など社会のニーズに合わせた職種の受注拡大に向けて引き続き検討を行います。また、市は平塚市生きがい事業団に対して必要な助言や支援を継続して行うことで、会員数の増員及び多様化する高齢者の就業機会の確保に向けた取組を支援します。</p>					
【事業量】					
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
延べ就業人数	133,117人	144,000人	146,000人	148,000人	

基本目標 2 住み慣れた地域で安心のある生活

1 地域ネットワークの充実

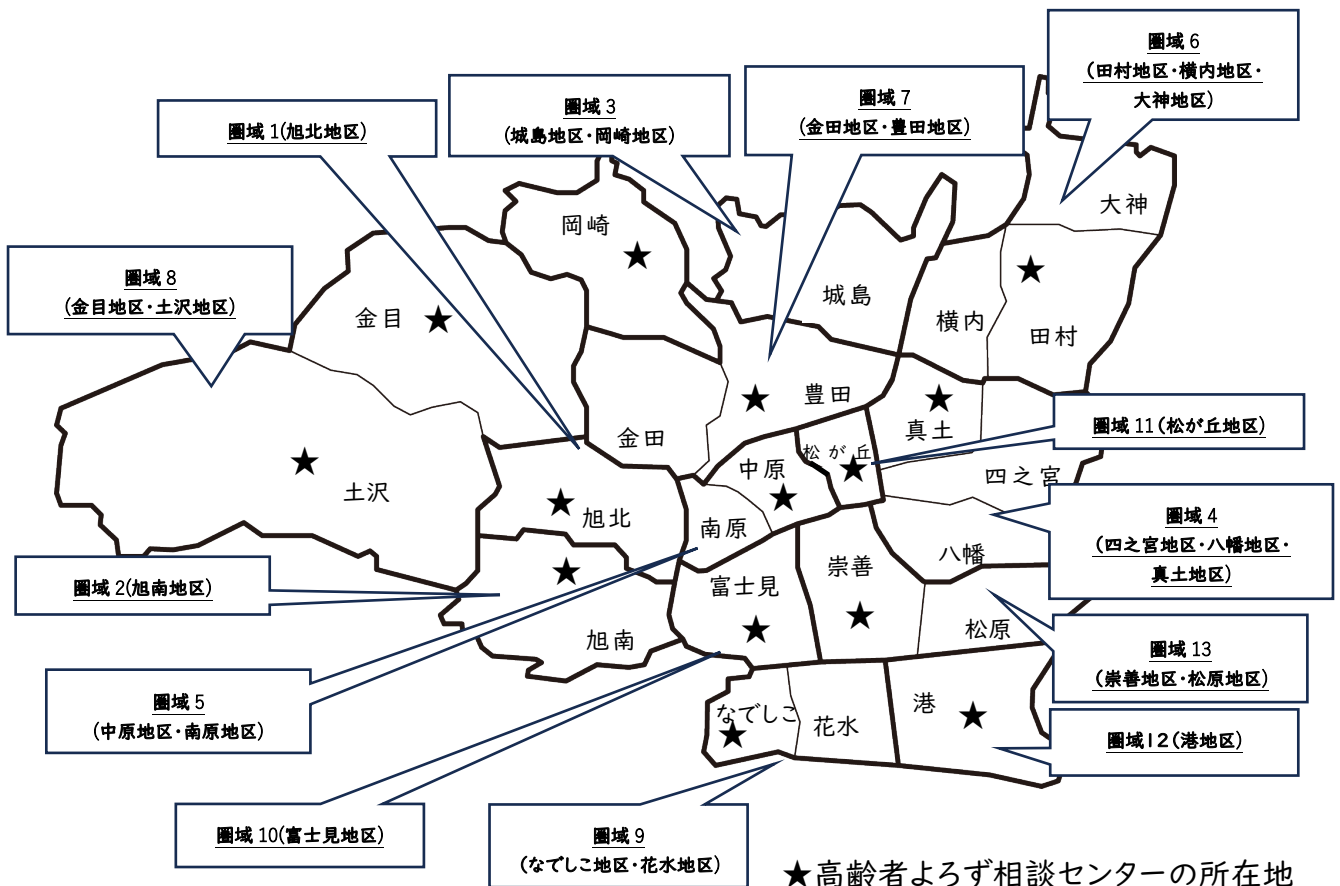
「地域包括ケアシステム」の推進に向け、地域ネットワークの強化を図ることにより医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援の5つのサービスを一体化して提供し、住み慣れた地域で安心のある生活を支援します。

(1) 高齢者よろず相談センターの機能強化

高齢者よろず相談センターは、地域包括ケアシステムの中核的な機関の役割を担い、地域住民や各種団体、医療機関、介護サービス事業者等と連携し、高齢者を包括的に支援します。高齢者それぞれに適した支援を行うために、介護保険サービスや生活支援サービスなどの公的サービスだけでなく、身近な地域のボランティア団体などのインフォーマルサービスも受けられるように、日頃から地域の情報収集に取り組みます。

本市は、地域包括ケアシステムの深化・推進のために、高齢者よろず相談センターの機能を強化する各種事業を推進します。また、増加する複雑化・複合化するケースについて、重層的支援体制整備事業により、各分野のスムーズな連携を目指します。

日常生活圏域(令和6年度当初)



【日常生活圏域】住 所		高齢者よろず相談センター
圏域 1	【旭北地区】日向岡・公所・河内・纏・徳延・根坂間	あさひきた
圏域 2	【旭南地区】出縄・万田・高根・山下・高村	あさひみなみ
圏域 3	【城島・岡崎地区】大島・小鍋島・下島・城所・岡崎・ふじみ野	おおすみ
圏域 4	【四之宮・八幡・真土地区】四之宮・西八幡・東八幡・東真土・西真土	倉田会
圏域 5	【中原・南原地区】御殿・中原 1 丁目、2 丁目、3 丁目 20~26 番・南原	ごてん
圏域 6	【田村・横内・大神地区】田村・横内・吉際・大神	サンレジデンス湘南
圏域 7	【金田・豊田地区】寺田縄・入野・長持・飯島・中原下宿・豊田平等寺・南豊田・東豊田・豊田打間木・豊田小嶺・豊田宮下・豊田本郷・北豊田	とよだ
圏域 8	【金目・土沢地区】広川・千須谷・片岡・南金目・北金目・真田・土屋・上吉沢・下吉沢・めぐみが丘	ひらつかにし
圏域 9	【なでしこ・花水地区】唐ヶ原・撫子原・黒部丘・花水台・虹ヶ浜・桃浜町・龍城ヶ丘・八重咲町・松風町・黒部丘・袖ヶ浜・虹ヶ浜・堇平	富士白苑
圏域 10	【富士見地区】桜ヶ丘・上平塚・達上ヶ丘・諏訪町・中里・富士見町・豊原町・平塚	ふじみ
圏域 11	【松が丘地区】東中原・新町・大原・中原 3 丁目 1~19 番	まつがおか
圏域 12	【港地区】高浜台・夕陽ヶ丘・千石河岸・札場町・幸町・代官町・久領堤	みなと
圏域 13	【崇善・松原地区】立野町・見附町・錦町・浅間町・紅谷町・明石町・宮松町・宮の前・宝町・追分・老松町・八千代町・天沼・堤町・中堂・榎木町・馬入本町・馬入・長瀬・須賀	ゆりのき

第3章 施策の展開

ア 高齢者よろず相談センターの認知度の向上（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
高齢者支援の中心的役割を担う、高齢者よろず相談センターの認知度の向上を図ります。				
【本計画での実施内容】				
高齢者よろず相談センターの認知度の向上をさせるために、広報誌等を作成し自治会に回覧したり、ちいき情報局に掲載したりします。また、地域のイベント等にも参加して宣伝を行います。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
広報誌の配布、地域の人 50人以上集まるイベントへの参加	38回	40回	45回	50回

イ ケアマネジャーとの連携強化の支援（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
介護保険サービスと生活支援サービスの切れ目ない利用支援を行うため、基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」といいます。）が高齢者よろず相談センターとケアマネジャーとの連携強化を支援します。				
【本計画での実施内容】				
ケアマネジャーが、高齢者の生活環境や健康状態等に応じたサービス利用の支援、情報提供を行えるよう、資質を向上させるとともに、高齢者よろず相談センターとの連携を円滑に行い、切れ目のない支援を提供できるよう、基幹型センターと主任ケアマネ連絡会が研修等を企画、実施し、ケアマネジャーと高齢者よろず相談センターの連携強化を支援します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹型センターと主任ケアマネ連絡 会による企画実施	—	1回	1回	1回

ウ 高齢者よろず相談センター向け研修（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
各高齢者よろず相談センターが、相談者に対する支援を均一化できるように、相談及び支援をする上で必要な知識を学ぶ研修を行います。				
【本計画での実施内容】				
連携支援センターまたは設置を予定している基幹型地域包括支援センターと連携し、高齢者よろず相談センター職員向けの研修会を開催します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会開催回数	2回	4回	4回	4回

エ

高齢者よろず相談センターが開催する講座及びサロンの開催支援

(担当課:地域包括ケア推進課)

【事業概要】				
各高齢者よろず相談センターの独自の取組である介護予防や健康講座、高齢者のふれあいの場づくりや、認知症の方やその家族、地域住民、専門職など誰もが参加でき、閉じこもりを予防するサロンの開催を支援します。				
【本計画での実施内容】				
高齢者よろず相談センターで新規に開催する教室や講座、サロンの立ち上げ・開催に向けて必要に応じた支援を行います。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講座・サロン開催支援箇所	26か所	30か所	30か所	30か所

オ

高齢者よろず相談センターの運営支援 (担当課:地域包括ケア推進課)

【事業概要】				
地域包括支援センター運営協議会(以下、「包括運協」といいます。)により、高齢者よろず相談センターの適切な運営、公正、中立性の確保や評価に努めます。				
【本計画での実施内容】				
適切な会議運営を行い、高齢者よろず相談センターの運営を支援します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	3回	3回	3回	3回

カ

事業者運営指導の実施 (担当課:地域包括ケア推進課)

【事業概要】				
介護予防支援事業者である市内の高齢者よろず相談センターに対し、集団指導講習会、運営指導等を通じて、法令遵守の周知徹底、サービスの質の向上及び給付の適正化を図ります。				
【本計画での実施内容】				
包括運協の意見等を参考に、施設長会議や管理者連絡会等を通じて、運営指導を含めた適切な指導を行います。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運営指導箇所	2か所	2か所	2か所	2か所

キ 基幹型地域包括支援センターの設置（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】		新規事業・重点事業		
市直営の基幹型センターを設置し、各高齢者よろず相談センターを後方支援するとともに、全体調整や包括機能の強化を図ります。				
【本計画での実施内容】				
高齢者よろず相談センターの機能強化を目的とした基幹型センターの設置を行います。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹型センター設置	—	計画期間中に1か所設置		

ク 安全性確保及びリスクマネジメントの推進（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】		新規事業		
職員全員にBCPを定着させ、安全性確保及びリスクマネジメントを推進します。				
【本計画での実施内容】				
各高齢者よろず相談センターの安全性確保及びリスクマネジメントの推進のため、年1回の訓練を繰り返すことで、BCPを評価し改善します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
BCPに基づく訓練の実施 年1回	—	13か所	13か所	13か所

(2) 地域資源との連携強化

それぞれの地域にある地域特有の課題を解決していくため、目的に応じた地域ケア会議を開催するとともに、地域の住民と各種団体と連携の強化を支援するなど、地域のネットワークづくりをより一層進めていきます。

ア 地域のネットワークの構築（担当課：福祉総務課・高齢福祉課・地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
それぞれの地域で特性に合った課題について自主的な取組で解決できる仕組みを、多様な主体が連携を図りながら構築していきます。				
【本計画での実施内容】				
地域の住民が自らの意思で支え合い、助け合う仕組みづくりに取り組みます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2層地域協議体の開催数	47回	51回	53回	55回

イ 地域ケア会議の開催（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた1つの手法である地域ケア会議を開催します。				
【本計画での実施内容】				
高齢者個人の課題解決及び、地域特有の課題解決を図るための会議を高年齢者よろず相談センターが開催します。市は、研修等の実施により、適宜を支援することで、会議の開催を促進します。また、市全体の課題等を議論する会議を包括運協内で市が開催します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小地域ケア会議開催数	50回	51回	53回	55回

ウ 町内福祉村事業（担当課：福祉総務課）

【事業概要】				
地域住民と行政の協働により町内福祉村を各地域に設置し、地域福祉の理念である地域住民が互いに支え合う仕組みづくりを推進します。				
【本計画での実施内容】				
現在 18 地区に設置されている町内福祉村を市内全域に順次設置することを目標に、各種団体と連携し、町内福祉村の設置を促進するとともに、持続可能な活動を支えるため、既存福祉村の運営を支援します。また、活動展示や SNS など、様々方法で活動を周知することで、町内福祉村の認知度向上を図ります。				
【事業量】				
指標	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
未設置地区への説明回数	5 回	4 回	4 回	4 回
新たな活動の取組数	5 件	3 件	3 件	3 件
周知啓発活動の回数	3 回	3 回	3 回	4 回

エ 生活支援コーディネート活動（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート活動を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。				
【本計画での実施内容】				
生活支援・介護予防サービスに関する協議体で決定した事項等を実現するために働きかけをする生活支援コーディネートチームの活動を推進するため、研修会を開催する等、必要に応じた支援を行います。また、役割がある形での高齢者の社会参加を促進する就労的活動支援コーディネーターの配置も検討していきます。				
【事業量】				
指標	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
研修会開催数	3 回	3 回	3 回	3 回

2 医療・介護連携の推進

高齢者よろず相談センターの各圏域における地域資源やニーズの把握を行い、切れ目のない在宅医療及び介護の連携体制を強化します。また、各圏域の特性を踏まえ、関係機関、関係団体にアプローチし、地域全体で高齢者の生活を支える総合的で多様なサービスを提供する仕組みづくりに取り組みます。

(1) 医療・介護連携推進のための支援

医師会と連携して在宅医療の充実に取り組むため、医療と介護の連携に貢献する在宅医療介護連携推進協議会を開催し、情報交換・情報共有を進めます。また、在宅生活を続けるための情報交換・情報共有や在宅での終末期についての普及啓発に努めます。

ア 在宅医療・介護の連携支援（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
在宅医療介護連携推進協議会を開催し、医療・介護関係機関同士の情報共有を図るとともに、医療と介護の連携に係る課題の抽出及び課題解決に向けた取組を検討します。協議会での検討結果を生かし、在宅医療・介護連携推進事業を実施していきます。				
【本計画での実施内容】				
医療・介護・福祉関係機関への調査等により把握された課題について、解決に向けて必要な取組を検討し、市や連携支援センターの事業内容に反映していきます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	3回	3回	3回	3回

イ かかりつけ医療機関をもつことの推進（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				新規事業
かかりつけ医療機関の重要性を伝え、市民にかかりつけ医療機関をもつことを推進します。				
【本計画での実施内容】				
医師会、歯科医師会、薬剤師会等へ講師依頼を行うとともに、医療機関等からリーフレット配布してもらうことなどを通じて、市民に、在宅医療や介護についてかかりつけ医療機関をもつことの大切さを伝えます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
リーフレットを配布する医療機関等の件数	284件	300件	310件	320件

ウ 地域における医療と介護の連携（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
「ひらつか地域介護システム会議」を活用し、医療と介護の連携を深めることにより在宅医療及び在宅介護を推進します。				
【本計画での実施内容】				
連携支援センターが「ひらつか地域介護システム会議」のサービス向上検討部会において、医療と介護の連携を図る仕組みづくりを進めるための支援を行います。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス向上検討部会支援回数	6回	6回	6回	6回

エ 連携のためのツールの改善と普及（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
医療、介護、生活支援サービスを切れ目なく提供するため、市や高齢者よろず相談センター、ケアマネジャー等と、医療機関とのネットワークづくりの支援や、情報共有を目的としたツールの活用及び見直しを行います。				
【本計画での実施内容】				
【急変時】「ひらつかあんしんカード」、救急連絡シート、【入退院時】入院時退院時情報提供書、【日常】ひらつか安心ファイルを活用して、医療、介護関係者が情報を交換・共有できるよう支援します。また、ICT ツールの導入について研究し、効果的な情報共有の在り方を関係機関と検討します。更に、「ひらつかあんしんカード」は配布方法も検討します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ひらつか安心ファイル配布数	425冊	450冊	475冊	500冊

オ 在宅医療・介護連携支援センターの充実（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
医療・介護関係者からの相談に適切な対応ができるよう、人材確保を行うとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会など関係機関の協力を得て、運営を行います。				
【本計画での実施内容】				
職員のスキルを高めるために、関係団体の会議や研修に参加し、特に医師会と毎月定例会を行うことで、知識の習得及び相談体制の充実を図ります。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医師会理事との定例会開催数	12回	12回	12回	12回

カ 地域の医療・介護資源の把握及び情報提供（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
医療や介護に係る地域資源の把握及び情報整理を行い、市民や医療・介護等の関係者が必要に応じて活用できるよう情報提供を行います。				
【本計画での実施内容】				
日常生活圏域ごとに地域資源の情報を整理します。ホームページでは地図情報等と合わせて情報提供します。				

キ 医療・介護従事者向け研修の開催及び連携に役立つ情報提供
（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
医療・介護従事者向けに相互理解やスキルアップを図るための研修会等を関係機関と開催することに加え、情報を動画などで提供し、在宅医療の体制作りを支援します。				
【本計画での実施内容】				
医療・介護に携わる専門職が相互の専門性や関連制度を理解し、顔の見える関係づくりができるよう情報交換会や多職種連携研修を開催します。また、地域の医療提供体制（精神科含む）や在宅医療の現状について理解を深め、在宅での看取りに必要な知識が得られる機会を増やします。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修開催回数	8回	8回	8回	8回
YouTube再生回数	—	1,600回	1,700回	1,800回

ク 市民への普及啓発の実施（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				
高齢者とその家族に対し、在宅医療や介護・生活支援サービスの普及啓発を行い、「老い」やその先にある「終末期」をどのように迎えるか考える機会を設けます。また、医療や介護サービスの導入が必要になった場合の選択や対応方法の認知度を高めます。				
【本計画での実施内容】				
連携支援センターが市民向け講演会や交流会を開催するとともに、高齢者よろず相談センター、地域の関係団体等と連携し、リーフレット等を活用して通いの場（サロン）等での普及啓発の機会を増やします。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域住民の参加人数	—	500人	500人	500人

ケ 在宅介護生活サポート事業（担当課：地域包括ケア推進課）

【事業概要】				重点事業
在宅生活の延伸や在宅における看取りを支えるため、市民への情報提供を行うとともに、地域の在宅医療及び介護関係者の連携を推進するためのサポート事業を展開します。				
【本計画での実施内容】				
住み慣れた地域、住みいで人生の最期を迎えるためには、医療職・介護職が連携してサポートすることが重要です。看取り期に焦点をあてた在宅生活における留意点や必要な支援、対応の仕方などを分かりやすく紹介するツールを普及します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療・介護職向け普及研修受講者数 【累計】	—	30人	60人	90人

3 認知症支援策の推進

市民への認知症に対する正しい理解を促進し、認知症の有無に関わらず同じ社会の一員として共に地域で支え合って暮らしていく事の大切さについて普及啓発に努めます。また、認知症に早期に気づき、予防活動や適切な医療機関受診に繋がられるよう認知機能検査プログラムを継続的に実施します。

地域においては、認知症サポーターなどの地域での支え合いや見守り活動に参画してもらえよう仕組みづくりを推進します。

(1) 認知症理解のための普及・啓発

今後、さらに増加すると予想される認知症高齢者及び若年性認知症の方に対する市民の理解を深め、自らも認知症の予防策を学ぶとともに、地域において認知症の人がいきいきと活動し、尊厳が守られ、希望を持って自分らしく暮らし続けられるよう、市民向け講演会や交流会を開催します。

認知症サポーター養成講座を通して地域における認知症の方やその家族への支援などの理解を促進します。

ア 本人からの情報発信の推進と普及啓発活動（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
市民に対して認知症状やその予防策、発症した際の対応方法、認知症の方やその家族への対応方法などの理解を推進します。また、地域をはじめとしたさまざまな機会において、認知症に関する普及啓発と本人からの情報発信を推進します。				
【本計画での実施内容】				
市民向け講演会やパネル展を開催し、本人からの情報発信を推進するとともに、高齢者よろず相談センターや地域の関係団体等と連携し、リーフレットやケアパス等を活用して地域における通いの場（サロン）等での普及啓発と本人の活躍及び情報発信の機会を増やします。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講演会開催回数	1回	1回	1回	1回
パネル展示	—	2回	2回	2回

イ

認知症サポーター養成の継続及びチームオレンジの役割と支援体制の整備

(担当課:高齢福祉課)

【事業概要】				
認知症サポーター養成講座及び上級研修であるチームオレンジ研修を開催し、認知症の方とその家族の応援者である認知症サポーター及び認知症支援のボランティアとして活動するチームオレンジメンバー(上級研修修了者)の養成を行うことで、認知症への理解の普及を図るとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。				
【本計画での実施内容】				
認知症サポーター養成講座を地域住民や教師、児童や生徒などを対象に公民館や学校等で開催します。また、企業や電気、ガス、水道事業者や高齢者が利用する商店などに向けて認知症サポーター養成講座の開催を推進します。併せて認知症サポーターを対象にチームオレンジ研修を開催します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サポーター養成者数	1,781人	1,890人	1,890人	1,890人
チームオレンジ研修開催数	14回	13回	13回	13回

(2) 認知症予防施策の充実

住み慣れた地域でいつまでも元気でいきいきと生活していけるように認知症予防に関する施策を充実させます。

ア

脳とからだの体操の普及人材育成講座の実施 (担当課:高齢福祉課)

【事業概要】				
認知症予防策を普及啓発するための人材を育成します。				
【本計画での実施内容】				
認知症を予防するための脳と身体を使った体操を地域において普及するための人材を育成するための講座を開催します(3日間で1講座)。また、受講者同士で活動等の情報共有ができるよう交流会を開催します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催講座数	2講座	2講座	2講座	2講座
修了者数	21人	30人	30人	30人

イ 脳いきいき講座事業（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
認知機能検査の結果、認知機能の低下のおそれがある高齢者に対し、認知症予防を目的に身体を動かしながら脳を刺激するプログラムを実施します。				
【本計画での実施内容】				
認知課題（頭を使った課題）と運動課題（身体を使った課題）を両方同時に行うプログラムに取り組むことによって加齢とともに低下しやすい記憶、認知機能等を向上させる効果が望める講座を開催していきます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催数	2回	2回	2回	2回
延べ参加者	13人	40人	40人	40人

(3) 認知症に対する早期対応体制の整備

認知症の早期発見及び早期予防並びに認知症の方の早期からの権利擁護に努めるために、認知症についての相談体制及び成年後見制度の利用支援等の充実を図ります。また、認知症初期集中支援チームによる認知症の方、又は認知症が疑われる方へのアセスメントや家族支援などを行うことにより、予防・早期発見・早期対応のための仕組みづくりを推進します。

ア 若年性認知症を含めた相談支援（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
認知症を予防するために、また、認知症になっても安心して暮らせるように、認知症地域支援推進員が常駐する高齢者よろず相談センターが若年性認知症を含めた認知症相談窓口として対応します。				
【本計画での実施内容】				
高齢者よろず相談センターが認知症の相談窓口として対応するとともに、認知症地域支援推進員が地域の実情に応じて認知症支援を推進します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症に関する相談件数	2,400件	3,200件	3,200件	3,200件

イ 認知症初期集中支援事業（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
医師や看護師等を含めた認知症初期集中支援チームを設置し、認知症地域支援推進員と連携して認知症の方や家族に関わりを持ち、アセスメントや家族支援等により認知症状に対して早期診断、早期対応へつなげます。				
【本計画での実施内容】				
認知症専門医の指揮の下、複数の医療と介護の専門職で構成するチーム員と認知症地域支援推進員とが連携して認知症の方、又は認知症が疑われる方やその家族を訪問し、観察評価を行った上で、早期に認知症の鑑別診断や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行います。また、地域の医療機関等とも連携し、認知症の適切な治療につなげ自立生活をサポートする体制を確立します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
初期介入数	8件	13件	13件	13件

ウ 認知機能検査の実施（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				重点事業
認知機能検査プログラムを実施し、早期に認知機能低下に気づき、予防に繋がります。				
【本計画での実施内容】				
高齢者よろず相談センター等にて、相談者（プログラム実施希望者）に認知機能検査を実施し、相談者本人が早期に認知機能の低下に気づき、予防活動や適切な医療機関への受診に繋がります。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	847人	800人	800人	800人

(4) 認知症高齢者の見守り支援

認知症高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市や高齢者よろず相談センターによる見守りだけではなく、地域の住民や企業等も含めた、社会全体で見守る体制の構築を強化します。

ア チームオレンジの体制整備（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】		重点事業			
認知症高齢者等を地域で支えるための仕組みとして、チームオレンジの体制づくりを推進します。メンバーの誰もが楽しみながら役割を果たし、引きこもりがちな生活になることを未然に防ぐ取り組みとなるように工夫します。					
【本計画での実施内容】					
認知症サポーター上級研修修了者（チームオレンジメンバー）の各圏域チームによる、認知症の人や家族に対する（外出支援、見守り・声かけ、話し相手、認知症の人の居宅へ出向く等の）生活面の支援を行います。認知症の人もメンバーとしてチームに参加してもらえるよう体制づくりをすすめていきます。また、チームオレンジに対するフォローアップ研修を開催します。					
【事業量】					
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
チームオレンジフォローアップ研修	—	1回	1回	1回	

イ 企業との協定に基づく地域見守り活動の促進（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】					
見守り活動の一つとして、高齢者や障がいのある方、子どもたち等を地域でさりげなく見守り、何らかの異変の「気づき」を市へ通報し、地域を見守る協定を市内事業者と締結し、市民が住み慣れた地域で安全に、安心していきいきと暮らし続けることのできるまちづくりを推進します。					
【本計画での実施内容】					
地域での「気づき」による見守り活動を継続するとともに、より多くの事業者が地域見守り活動に参加しやすくなるような仕組みづくりを検討します。					
【事業量】					
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
協定締結数	16か所	16か所	17か所	18か所	

ウ 認知症等行方不明 SOS ネットワークシステム（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
認知症等により一人歩きのおそれがある高齢者について事前に必要事項を登録し、行方がわからなくなってしまった場合に、市が警察署や高齢者よろず相談センター、タクシー会社、郵便局等の協力機関に情報提供を呼びかけ、いち早く保護することに努めます。				
【本計画での実施内容】				
登録者の増加に努めるとともに、登録情報や検索情報の提供先及び利用の仕方を検討し、見守りの充実に繋がります。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規登録者数	43人	40人	40人	40人

エ 認知症等行方不明 SOS 見守り GPS 貸与事業（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
認知症等行方不明 SOS ネットワークシステムに登録している高齢者のうち、希望者に日常生活賠償保険が付帯されたGPS機能付き機器を貸与し、事業者に行方不明時の位置探索を依頼することで早期発見を促します。				
【本計画での実施内容】				
事業のPRに努め、機器を必要とする方への貸与を促進します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	36人	40人	40人	40人

オ ミーティングセンター及び認知症カフェの設置と運営支援（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
認知症の人とその家族への一体的支援プログラムを実施するミーティングセンター及び認知症の人や家族が、地域の方や専門家と相互に情報交換し、お互いを理解しあう場である認知症カフェの運営を支援します。				
【本計画での実施内容】				
市内2カ所で運営されているミーティングセンターに対し、その活動を支援するとともに、圏域ごとに設置された認知症カフェの広報活動を行うことや認知症カフェ運営団体同士で活動等の情報共有ができるよう交流会を開催します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ミーティングセンター設置数	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
交流会開催数	1回	1回	1回	1回

第3章 施策の展開

4 高齢者生活支援体制の構築

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう生活支援サービスを提供します。

(1) 生活の安心・安全確保

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は増加傾向にあり、地域における安否確認や見守り体制の強化が必要となってきました。ひとり暮らし高齢者等が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、高齢者の日常活動についての援助や支援、経済支援等につながる事業を推進し、その周知に努めます。

ア お話し見守り歩数計（ひらつかミルク）事業（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
おおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯及び日中独居高齢者世帯に属する方に多機能の機器を貸与し、事業者や家族による毎日の見守りと、歩数計機能を利用した健康増進に取り組みます。				
【本計画での実施内容】				
利用者の歩数データを管理し、健康増進につなげます。また、機器を通じた毎日の見守りにより、見守る側の安心も確保します。				
【事業量】				
指標	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
設置数	266 件	300 件	310 件	320 件

イ 在宅時緊急通報システム事業（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
緊急対応が必要な発作を頻発する可能性があり、日常見守りを必要とする、ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に対し、見守りセンサーの機能を持った緊急通報システム用機器を貸与し、委託先の受信センターが 24 時間対応できる緊急通報体制を確立して、日常生活の安全を確保します。				
【本計画での実施内容】				
ひとり暮らし高齢者等の見守り体制を強化し、孤立死の防止を図ります。				
【事業量】				
指標	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
設置者数	81 人	80 人	85 人	90 人

ウ 軽作業代行事業（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し、日常生活における軽度な作業等（非日常的な掃除、草むしり・枝払い）の援助を行うことにより在宅生活の継続を支援します。				
【本計画での実施内容】				
サービスを提供しつつ、高齢者のニーズや地域資源の状況等を考慮し、介護保険適用外のサービスとして軽作業を代行し、高齢者の快適な在宅生活の継続を支援します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	46人	60人	75人	90人
延べ利用時間	246時間	360時間	450時間	540時間

エ 通院介助事業（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対して、高齢者の通院の機会を確保し、在宅生活の継続を支援します。				
【本計画での実施内容】				
サービスを提供しつつ、高齢者のニーズや地域資源の状況等を考慮し、介護保険適用外のサービスとして通院介助を実施し、高齢者の快適な在宅生活の継続を支援します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者人数	10人	15人	20人	20人
延べ利用時間	78時間	115時間	155時間	155時間

オ 高齢者・障がい者のごみの戸別収集事業（担当課：収集業務課）

【事業概要】				
高齢者や障がい者で、ごみを集積所に運ぶことができない世帯を対象に、週1回戸別に可燃ごみ、不燃ごみ、資源再生物の収集を行います。				
【本計画での実施内容】				
ごみを戸別に収集するとともに安否確認を実施します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者	155人	170人	185人	200人

カ 福祉有償運送事業（担当課：福祉総務課）

【事業概要】				
介護を必要とする高齢者や障がい者など公共交通機関を使用して移動することが困難な方に対して、通院・通所・レジャーなどを含む外出を支援するため、福祉有償運送の充実を図ります。				
【本計画での実施内容】				
利用者向けの積極的な制度周知に努めるとともに、各事業者に対し、運転者等の人材確保や運営に係る経費の負担軽減に繋がる支援策を実施します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉有償運送事業者への支援数	—	1回	2回	2回

キ 住民主体地域内移送推進事業（担当課：福祉総務課）

【事業概要】				
地域住民が主体的に実施する、高齢者や障がい者など自力移動困難者等を対象とした地域内における移送を推進することで、自力移動困難者の外出機会、社会参加機会の拡大を図り、地域福祉の増進と高齢者の介護予防を図ります。				
【本計画での実施内容】				
住民が主体となって地域内での移送支援を検討する際、各種情報提供や国、県との調整などについて後方支援を行います。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域内移送支援地区数	延べ3か所	3地区 (4か所)	4地区 (5か所)	4地区 (5か所)

ク ノンステップバス推進事業（担当課：交通政策課）

【事業概要】				
高齢者や障がい者等のバスを利用した移動の利便性や安全性の向上を図るため、ノンステップバスの導入を推進します。				
【本計画での実施内容】				
バス事業者によるノンステップバスの導入を支援します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
導入台数	2台	1台	1台	未定

ケ ユニバーサルデザインタクシー推進事業（担当課：交通政策課）

【事業概要】				
高齢者や障がい者等のタクシーを利用した移動の利便性や安全性の向上を図るため、ユニバーサルデザインタクシーの導入を推進します。				
【本計画での実施内容】				
タクシー事業者によるユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
導入台数	2台	11台	11台	未定

コ 高齢者サービス情報提供の充実（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
現在広報ひらつか、ホームページ、ガイドブック等を通じて高齢者サービス情報の周知を行っていますが、適宜新しい手段を用いて、効果的な広報を行っていきます。また、高齢者よろず相談センターや各種窓口で必要な情報に触れられるように、市民にアプローチできる場所に働きかけていきます。				
【本計画での実施内容】				
現在の広報手段について、必要な情報を必要としている市民に、より効果的に届けられるよう検討します。また、新しい手法についても研究していきます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「ガイドブック」の発行	1回	1回	1回	1回

第3章 施策の展開

(2) 要介護者及び家族介護者への支援

要介護者、また、在宅で介護している家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減するための支援を行います。

ア ふとん乾燥・丸洗い事業（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
在宅で生活し、寝具で過ごす時間が長く寝具の衛生を保つのが困難な高齢者に対し、年 10 回の布団の乾燥と年 2 回の丸洗いのサービスを行い、健康で衛生的な生活を支援します。				
【本計画での実施内容】				
高齢者のニーズの把握に努めつつ、より一層周知に努め、ねたきりの高齢者等の快適な在宅生活の継続を支援します。				
【事業量】				
指標	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数	20 人	20 人	25 人	30 人
延べ実施枚数	180 枚	180 枚	220 枚	260 枚

イ ねたきり高齢者等訪問理容・美容サービス（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
在宅のねたきり高齢者等で、理髪店や美容院に行くことが困難な方に対し、訪問理容サービス及び訪問美容サービスの費用の一部を助成します。				
【本計画での実施内容】				
高齢者のニーズの把握に努めつつ、ねたきりの高齢者等の快適な在宅生活の継続を支援します。				
【事業量】				
指標	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付者数	121 人	130 人	130 人	130 人
延べ利用回数	272 回	270 回	270 回	270 回

ウ 家族介護用品支給事業（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
要介護認定で要介護 5 と認定された高齢者を在宅で介護している家族（市民税非課税世帯）に対して、紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋等を支給し、家族の経済的負担の軽減を図ります。				
【本計画での実施内容】				
利用者の利便性を向上するために、事業内容の見直しを行います。また、全国的に継続要否が検討されている事業であるため、基準の改正及び体系の変更等、事業のあり方について適宜検討します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	38人	35人	40人	40人

エ 家族介護教室（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
高齢者を介護する家族等を対象に、介護に関する適切な知識及び技術を習得でき、介護負担の軽減につながる教室を開催します。				
【本計画での実施内容】				
介護に関する適切な技術を習得するとともに、介護者同士の交流・情報交換ができ心身ともにリフレッシュすることができる教室の開催を目指します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教室の開催	市内3会場にて、計5回開催 (各回違うテーマで実施)	市内3会場にて、計6回開催 (各回違うテーマで実施)	市内3会場にて、計6回開催 (各回違うテーマで実施)	市内3会場にて、計6回開催 (各回違うテーマで実施)

オ 家族介護者支援短期入所事業（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
要介護・要支援状態の高齢者を介護している家族が、病気、出産、事故、災害等で介護ができなくなり、介護保険の給付の上限を超えて短期入所を利用せざるを得ないことがあります。その際、家族及び本人による全額実費負担が困難な場合に、介護保険の短期入所の日数を含めて60日を限度に、介護保険を利用した時と同じ程度の負担額で短期入所できるよう支援します。				
【本計画での実施内容】				
引き続き事業を実施し、家族の急病や事故、災害等により在宅での介護が困難になった際の短期入所にかかる経済的な負担を軽減します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	0人	10人	10人	10人
延べ利用日数	0日	80日	80日	80日

5 高齢者居住安定確保の推進

高齢者の住まいについて、相談体制の充実を図るとともに、高齢者の多様なニーズに対応した住まいの整備に向けて検討を進めます。

(1) 良質な高齢者向け住まいの供給促進

特別養護老人ホームなどの施設の充実を図るとともに、サービス付き高齢者向け住宅等、良質な高齢者向けの住まいの供給を促進します。

ア 多様な住まい供給促進事業（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】	
<p>高齢者が安心して快適な生活を送ることができるように、高齢者等の生活特性に配慮した特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、認知症対応型グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホームなど多様な施設や住まいが整備されています。高齢者の居住希望などのニーズを踏まえ、事業者による多様な住まいの整備が計画的に進むよう努めます。</p>	
【本計画での実施内容】	
<p>医療・介護・住宅が連携した安心できる施設や住まいの整備を図るため、これらの連携を重視した特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、認知症対応型グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の整備を支援します。</p>	

第3章 施策の展開

(2) 高齢者が円滑に入居できる体制づくり

高齢者の多様なニーズに応じて、その必要とする住まいや施設に円滑に入居できるような体制づくりを行います。

ア 高齢者の住まいについての相談体制づくり（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
公営住宅、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等、様々な高齢者のニーズに応じた住まいの情報を市や高齢者よろず相談センターにおいて提供できる体制を整備するとともに、住まい探しの相談会を実施します。				
【本計画での実施内容】				
神奈川県高齢者居住安定確保計画に基づき、高齢者の住替えニーズや住宅改修の要望について、一次的な相談を行える体制づくりに努めます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談会開催数	4回	4回	4回	4回
相談者数	17人	20人	20人	20人

イ 高齢者居住支援事業（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
高齢者が住宅の賃貸契約を結ぶ際にネックとなる連帯保証人、身元引受人、死亡に至った際の対応などの問題を解消するための体制づくりに努めます。				
【本計画での実施内容】				
神奈川県居住支援協議会等の関係団体と連携し、少額の本人負担で連帯保証人や死亡時の諸手続き代行を行える体制づくりや、高齢者よろず相談センター等と連携し、連帯保証人を必要としない賃貸住宅の情報提供に努めます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
連携会議開催数	—	1回	1回	1回

ウ 市営住宅への高齢者居住支援（担当課：建築住宅課）

【事業概要】				
高齢者が市営住宅に入居しやすく、また、市営住宅で生活が続けられるように支援を行います。				
【本計画での実施内容】				
高齢者が円滑に入居できるよう、市営住宅の入居者募集時に高齢者等への優遇措置を引き続き実施するとともに、住戸内の手摺りやトイレ温水洗浄便座用の電源装置の拡充など、高齢者が安全で快適に生活できるように住環境の整備に努めます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者等への優遇枠の設置	募集戸数の 1割程度	募集戸数の 1割程度	募集戸数の 1割程度	募集戸数の 1割程度

エ 養護老人ホームへの入所（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
日常生活能力はあるが、居宅において生活することが困難な高齢者に対し、自立のために必要な指導及び訓練等の援助を行うことで、能力に応じた自立した生活の継続を支援します。				
【本計画での実施内容】				
福祉や医療等の専門家で構成される養護老人ホーム入所判定委員会で入所の適否を判断し、入所が適当と判断された者について市が措置を実施します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
被措置者数	70人	70人	70人	70人

基本目標 3 いのちと権利を見守る地域社会

1 孤立死の防止に向けた取組の充実

ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれています。ひとり暮らし調査のデータを活用し、民生委員児童委員や高齢者よろず相談センター等と連携して地域とのつながりを促進し、独居高齢者等が地域で安心して生活できるよう取り組みます。

(1) 見守り活動の推進

孤立死を防止するため、見守り事業を充実させるとともに、住民同士の助け合いや企業等の地域社会への貢献を促し、日頃から地域での見守り活動を支援します。

ア ひとり暮らし調査の実施（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
一定年齢以上のひとり暮らし高齢者を把握するため、地域の民生委員児童委員に依頼し、訪問調査を実施します。				
【本計画での実施内容】				
住民基本台帳から一人世帯の高齢者を抽出し、民生委員児童委員が訪問によりひとり暮らし高齢者に該当するかについて全戸調査を行い、生活上の不安を抱える高齢者には、高齢者よろず相談センターが訪問し、見守り体制の強化に努めます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調査回数	1回	1回	1回	1回

イ 新たな見守り体制の構築（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】	
これまでの見守りに加え、対面によらないコミュニティ等を活用した見守り体制の構築を進めます。	
【本計画での実施内容】	
SNS等を活用した見守り体制の構築を検討します。	

ウ 高齢者の消費者被害の未然防止（担当課：市民情報・相談課）

【事業概要】				
消費者被害の未然防止や救済に向け、高齢者本人に加え、見守る人に対しても、さらなる注意喚起などの取組を進めます。				
【本計画での実施内容】				
高齢者本人及びその親族、また、民生委員児童委員、高齢者よろず相談センターなどの高齢者を見守る人に対し、啓発チラシや出前講座などにより、消費者トラブルについて注意喚起を行います。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
啓発チラシの発行	3回	2回以上	2回以上	2回以上

第3章 施策の展開

2 権利擁護事業の充実

虐待や消費者被害などの権利侵害を防ぐため、高齢者よろず相談センター等の相談支援機能強化を図り、権利擁護体制の確立に向け取り組みます。

(1) 日常生活を支える権利擁護事業の推進

高齢者の日常生活を支えるため、成年後見制度に関する事業を推進します。

ア 権利擁護のための相談支援及び普及啓発（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】		重点事業			
住み慣れた地域で本人らしい生活ができるよう、制度の周知を図るとともに、高齢者よろず相談センターや成年後見利用支援センターが支援を行います。					
【本計画での実施内容】					
高齢者よろず相談センター等による相談業務で、権利擁護の視点に立った支援を行います。成年後見制度や平塚市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の利用を促し、公的支援である介護保険サービスや生活支援サービスのほか、インフォーマルサービスを活用するなど、地域と協力して日常生活を支援していきます。また、制度周知のため出張講座や講演会等を開催し、普及啓発を行います。					
【事業量】					
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
権利擁護講演会	年1回実施	年2回実施	年2回実施	年2回実施	
広報誌の配布、 地域の人が50人以上 集まるイベントへの参加	38回	40回	45回	50回	

イ 成年後見制度の利用相談等（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】	
成年後見制度に関する情報を提供し、家族や本人が成年後見制度を利用することができるよう相談業務を受けることを通し、成年後見利用支援センター等関係機関と連携して権利擁護の充実を進めます。また、親族がいない場合等には、本人に代わり市長が成年後見人選任の申立手続を行います。さらに、後見人が選任されるまでの間、応急的な事務管理を行う等の支援を行います。	
【本計画での実施内容】	
高齢者よろず相談センター等における相談業務において、日常生活について権利擁護事業による支援を必要とする方に対して成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用や成年後見利用支援センターの活用等を促し、その生活を支援します。	

ウ 成年後見制度の利用（担当課：福祉総務課）

【事業概要】				
認知症や障がい等による判断能力の低下があっても、適切に成年後見制度等の権利擁護支援をすることにより、尊厳のある本人らしい生活を継続できる地域づくりを目指します。				
【本計画での実施内容】				
中核機関である平塚市成年後見利用支援センターが出張講座や専門講座を開催し、成年後見制度の普及啓発を図ります。また、市民後見人の養成講座の開催及び講座終了者に研修等も実施することで、後見活動等の質の向上を図ります。さらに、この制度を必要としている人が適切に利用できるようにするために、地域連携ネットワークを強化します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度出張講座等参加者数 【累計】	4,800人	5,800人	6,300人	6,800人

エ 終末期に向けた権利擁護推進事業（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】			重点事業	
自分らしい人生の締めくくりに向けて本人の希望に沿った支援が行えるよう、関係機関等との支援体制を強化し、権利擁護の推進を図ります。				
【本計画での実施内容】				
自分らしい人生を生き、終末期を迎えられるように支援するため、高齢者よろず相談センター等における相談業務や出張講座、講演会等でエンディングノート等を活用した普及啓発を行います。また、関係機関と連携し、緊急時等に本人の意思を反映した支援が行える体制を充実させ、高齢者の権利擁護を推進します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者よろず相談センター等で行う 終活講座・講話	25回	26回以上	39回以上	42回以上

第3章 施策の展開

(2) 高齢者虐待防止の一層の推進

高齢者虐待の防止、早期発見をするために市民、関係機関、施設従事者へ普及啓発活動を行うとともに、虐待が発生したときの早期対応・早期解決ができるよう体制づくりを推進します。

ア 高齢者虐待の知識等の普及啓発（担当課：高齢福祉課・介護保険課）

【事業概要】				
高齢者虐待の予防、早期発見をするために市民、関係機関、施設従事者等を対象とし、積極的に普及啓発を実施していきます。				
【本計画での実施内容】				
関係機関や施設従事者に向けて定期的な研修を実施します。地域住民に向けては、高齢者よろず相談センターや市が地域に出向き、講話等による普及啓発を行うなど、継続的に、かつ、効率よく普及啓発が行える方法を検討し、実施していきます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
各高齢者よろず相談センターで事業実施	56回	60回以上	65回以上	70回以上

イ 高齢者虐待に対する支援ネットワークづくり（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
虐待防止ネットワーク協議会において、高齢者虐待の早期発見や早期対応、予防的取組支援に向けた体制づくりを行います。				
【本計画での実施内容】				
虐待防止ネットワーク協議会を組織する各機関において、協議会が機能を十分発揮できるよう、課題の共有を図ります。虐待対応検証機関として、協議会構成員で組織される実務検討会議を設置し、検証の中で虐待に至った要因分析や課題、傾向等を把握し、ネットワーク協議会において情報共有を行い、予防的取組支援方法について検討します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平塚市高齢者及び障がい者虐待防止等ネットワーク協議会	2回	2回	2回	2回

ウ 高齢者虐待の相談体制の充実（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】		重点事業			
<p>高齢者虐待を予防し、また、発生時に早期に対応するため、高齢者よろず相談センター及び関係機関が円滑に連携し、平準的かつ対応者に差がない継続的な支援を行います。また、弁護士の法律相談を活用し、法的根拠に基づいた対応を行います。</p>					
【本計画での実施内容】					
<p>高齢者虐待対応マニュアルを継続的に検証し、対応者による差が生じないようにします。また、虐待解消までの対応について、進捗管理体制を整えます。</p> <p>高度に法律的な判断が必要となった際に、適時、弁護士等専門家に相談し助言を受け、支援者への迅速な判断と対応を行います。</p>					
【事業量】					
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
検証会	1回	1回	1回	1回	

エ 高齢者虐待に関わる職員の資質向上（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】					
<p>高齢者虐待の防止及び虐待、または法に規定される高齢者虐待にあたらぬ権利侵害を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援を適切に行うため、関係機関と情報を共有し、職員に対して高齢者虐待に関する研修を行います。</p>					
【本計画での実施内容】					
<p>高齢者虐待等に関わる職員や関係機関を対象に、過去の事例の検証や情報共有、知識や技術を向上するための研修を行います。</p>					
【事業量】					
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実務検討会議	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	

オ 虐待を受けた高齢者に対する支援（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】				
虐待対応マニュアルに基づき、虐待が解消するまで支援をします。また、虐待を受け保護を必要とする高齢者について、施設等にスムーズに保護をします。				
【本計画での実施内容】				
虐待の中心機関である市・高齢者よろず相談センターの対応及び虐待対応マニュアルの検証を行い、虐待防止ネットワーク協議会において、関係機関を交えた検証機関としての実務検討会議を設置します。保護をする施設等との連絡会を設け、保護ルールの検証を定期的に行い、保護を必要とする高齢者をスムーズに保護するなど、高齢者虐待の解消に向けた支援を行います。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実務検討会議での検証回数	1回	1回以上	1回以上	1回以上

カ 養護者への支援（担当課：高齢福祉課）

【事業概要】	
虐待のリスクのある家庭への予防的支援について検討します。虐待をした、又はするおそれのある養護者に必要な支援体制についても検討します。	
【本計画での実施内容】	
虐待対応の事例検証の中で、養護者が虐待に至った要因を分析し、予防的な支援の在り方を検討します。また、その中から施策的取組が必要な課題について抽出し、支援体制の検討を行い、関係機関との連絡調整を行う等適切な支援を実施します。	

キ 施設従事者等による虐待の防止（担当課：高齢福祉課・介護保険課）

【事業概要】	
施設従事者等による虐待を防止するため、市の支援体制を整えます。また、施設入所サービス等を提供する事業者は、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束を行ってはならないこととされています。高齢者が尊厳を持って生活することができるように、身体拘束廃止に向けた取組を支援します。	
【本計画での実施内容】	
施設従事者等による虐待対応のための対応マニュアルを作成し、マニュアルに基づき支援体制の充実を図ります。施設従事者等による虐待対応を防止及び予防するため、施設等関係機関に向けて定期的な研修を行うよう検討します。	
市内の介護サービス提供事業者等で構成する「ひらつか地域介護システム会議」と連携を図るほか、運営指導や地域密着型サービス事業者への集団指導講習会等の機会に指導を行い、身体拘束廃止に向けた取組を支援します。	

3 災害に対する取組の推進

災害発生時に備えて、避難行動要支援者の把握に努め、地域における避難支援の体制づくりを推進します。また、福祉避難所の開設・運営方法を確立し、福祉関連施設の新設時に受入れに関する協定を締結するなど、避難行動要支援者の更なる安心・安全確保に努めます。

近年の災害発生状況等を踏まえ、介護事業所等における災害に対する備えの取組を支援します。

(1) 避難行動要支援者への支援

避難行動用支援者対策を推進します。

ア	避難行動要支援者支援体制の推進
(担当課:災害対策課・福祉総務課・高齢福祉課・地域包括ケア推進課・障がい福祉課・介護保険課)	
【事業概要】	
「平塚市避難行動要支援者避難支援指針」に基づき、避難行動要支援者支援制度の周知啓発・登録の推進・マッチング率向上・避難支援等関係者との連携強化を通して、避難行動要支援者の取組の実効性向上と安心安全の確保を図ります。	
【本計画での実施内容】	
現在登録されている避難行動要支援者の中から、「各災害ハザードマップ」「心身」「社会的孤立」等の状況から災害時の避難において「真に支援が必要な人」を絞り込み、モデルケース的に個別避難計画を作成することで、課題の抽出や事例の水平展開を進めていきます。また、地域にて自治会長等が支援者を見つけやすくするための市として支援を行っていきます。	

イ	福祉避難所等の開設訓練の実施			
(担当課:高齢福祉課・地域包括ケア推進課・障がい福祉課・災害対策課)				
【事業概要】	新規事業			
災害発生時において、市内の福祉避難所等が早期に開設できるための訓練を実施します。				
【本計画での実施内容】				
「福祉避難所開設・運営基本マニュアル」を活用した福祉避難所等の開設訓練を実施し、マニュアルの実効性の向上を図るとともに、早期に受入れが出来る体制を整えます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訓練の実施回数	1回	1回以上	1回以上	1回以上

第3章 施策の展開

(2) 避難体制への支援

ア

災害情報の提供及び避難体制への支援

(担当課: 高齢福祉課・地域包括ケア推進課・介護保険課・災害対策課)

【事業概要】	
高齢者の命と生活を守るため、高齢者一人ひとりが平常時から備えるための取組を支援します。	
【本計画での実施内容】	
県や市の防災担当部局と連携し、高齢者への適切な情報発信及び情報提供を実施するとともに、事業者指導等を活用し、高齢者施設や介護事業所等の避難体制の構築に向けた支援を行います。	

基本目標 4 人に寄り添う介護サービス

1 介護保険事業の円滑な実施

高齢者が介護サービスを安心して利用できるよう、介護保険制度の周知や事業者情報の提供を行います。また、事業者への指導・助言、施設等への介護サービス相談員の派遣などにより、介護サービスの質の向上を促進します。さらに、介護のイメージアップや関係機関と連携した就職相談会などにより介護人材の確保に関する事業を行うとともに、就職後間もない若手職員の交流の場の設置やスマート介護の推進などにより介護職員の定着を促進します。

(1) 情報提供の充実

介護保険制度や介護サービスの内容に関する情報提供を推進します。

ア 介護保険制度の趣旨の普及・啓発（担当課：介護保険課・地域包括ケア推進課）

【事業概要】	
介護サービス利用者に介護保険制度や介護サービスの内容を十分理解していただくため、各種広報媒体を使った情報提供や高齢者よろず相談センター、ケアマネジャー等との連携により制度の周知に努めます。	
【本計画での実施内容】	
令和6年度の制度改正に対応したガイドブックを作成し、要介護・要支援認定の新規申請時に配布するほか、高齢者よろず相談センター等で配布します。また、引き続き高齢者よろず相談センター、ケアマネジャー等との連携による制度の周知に努めるとともに、高齢者へのデジタル化の進展状況に応じてデジタル版による周知も行います。	

イ 介護事業者に関する事業者情報提供の充実（担当課：介護保険課）

【事業概要】				
介護サービス利用者が的確かつ安心して居宅介護支援事業者や介護サービス提供事業者を選択できるように、事業者に関する情報提供の充実を図ります。				
【本計画での実施内容】				
介護保険サービス市内事業所一覧について、毎月更新し、ホームページに掲載しています。また、関係機関などが掲載している介護サービス利用者に役立つ情報について、情報元のホームページとリンクさせるなどして充実を図ります。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所一覧の更新	12回	12回	12回	12回

第3章 施策の展開

(2) 介護サービスの質の向上

介護給付の適正化や介護保険サービス提供事業者への指導・支援を実施し、介護サービスの質の向上を促進します。

ア 介護給付の適正化への取組（担当課：介護保険課）

【事業概要】				
介護給付の適正化を図るため、介護給付適正化主要3事業を神奈川県国民健康保険団体連合会から提供されるサービス別給付実績等の活用を図るなどして実施し、質の高い介護サービスの提供に向けて取組を行います。				
【本計画での実施内容】				
介護給付適正化主要3事業とされる「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」を実施します。このうち、ケアプラン点検は、居宅介護支援事業者への運営指導と連携を図りながら実施するとともに、対象者の選定に当たっては有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の居住者を優先させます。このほか、居宅介護支援事業者への高血圧対策の啓発に努めます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の適正化	全件	全件	全件	全件
ケアプランの点検	37件	30件	30件	30件
縦覧点検・医療情報との突合	4回	4回	4回	4回

※ケアプラン点検の令和4年度の件数が多くなっているのは、令和2・3年度で新型コロナウイルス感染拡大防止のために延期していた分を実施したことによるものです。

イ 介護事業者への指導・支援の実施（担当課：介護保険課）

【事業概要】				
介護事業者への運営指導や集団指導講習会を通して法令順守の周知徹底など必要な助言を行うとともに、介護サービスの質の向上や給付の適正化を図るための講習会を実施します。また、介護分野の文書量削減により、事業者の負担軽減を支援します。				
【本計画での実施内容】				
地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者に対する運営指導や集団指導講習会を計画的に行います。このうち、運営指導は、介護保険法に定める指定市町村事務受託法人への委託を導入して専門性を確保するほか、神奈川県が指定する介護事業者に対しても適宜、神奈川県と合同で実施します。さらにケアマネジメントリーダーを対象とした講習会の実施、災害・感染症・事故等のリスクマネジメントに関する啓発、居宅介護支援事業者への高血圧対策の啓発、地域密着型サービス事業者への認知症介護基礎研修の案内周知にも努めます。また、介護事業所からの提出書類等の文書量削減や国の電子申請・届出システムの活用を促進することで事業者の負担軽減を支援します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運営指導	39件	29件	29件	29件

※運営指導の令和4年度の件数が多くなっているのは、令和2・3年度で新型コロナウイルス感染拡大防止のために延期していた分を実施したことによるものです。

ウ 介護事業者との連携（担当課：介護保険課）

【事業概要】				
介護保険制度の趣旨の理解を深め、良質な事業展開を行うために必要とされる情報を提供し、事業者相互間の連携調整や情報の共有化を図り、各種介護サービスの円滑な実施や質の向上を目指します。				
【本計画での実施内容】				
市内の介護事業者等で構成する「ひらつか地域介護システム会議」において、9つの事業者別連絡会（居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴、訪問看護、通所サービス、福祉用具・住宅改修、介護保険施設、グループホーム、小規模多機能）を開催するとともに、事業者には制度の趣旨に関する情報提供を行います。				

エ 相談・苦情対応の円滑な実施（担当課：介護保険課）

【事業概要】	
高齢者が安心して適正な介護サービスを利用できるよう、相談・苦情対応が円滑にできるようにします。	
【本計画での実施内容】	
利用者が様々な疑問や苦情等を気軽に相談できるようにホームページ等により介護保険に関する相談や苦情の対応の仕組みや受付窓口をわかりやすく周知します。介護サービスの相談・苦情について、介護サービス提供事業者、担当のケアマネジャーと連携するとともに、神奈川県や神奈川県国民健康保険団体連合会などの関係機関とも連携を図り、解決に努めます。	

オ 介護サービス相談員の派遣（担当課：介護保険課）

【事業概要】				
介護老人福祉施設等の施設・居住系サービスを中心に介護サービス相談員の派遣を推進します。				
【本計画での実施内容】				
利用者の日常的な不安や不満の解消を図るため、介護サービス相談員を施設等に派遣し、介護サービス利用者の疑問や不満、不安などを直接聴き、施設等の担当者との意見交換を行うなどの取組を進めることにより、施設等と利用者の橋渡し役となって介護サービスの質の向上に努めます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談員の派遣	660件	700件	720件	740件

カ 要介護認定の円滑な実施体制の充実（担当課：介護保険課）

【事業概要】				
介護サービスを必要とする利用者を適正に認定するため、要介護・要支援認定の実施体制の充実を図ります。				
【本計画での実施内容】				
申請件数の増加を見据え、要介護認定事務の効率化を図りながら認定調査や介護認定審査会が遅滞なく円滑に実施できる体制の整備に努めます。また、情報提供や認定調査員、介護認定審査会委員に対し研修等を実施し、質の向上と公平・公正な運営を図ります。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定に関する情報の提供	6回	6回	6回	6回

(3) 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上

高齢化による介護ニーズの拡大に伴い、担い手となる介護職員の不足は大きな課題であり、介護サービス事業及び地域支援事業等に携わる人材を安定的に確保していく必要があるため、介護人材の確保・介護現場の生産性向上に向けた取組を推進します。

ア 介護のイメージアップへの取組（担当課：介護保険課）

【事業概要】		重点事業			
介護現場の魅力をアピールするため、介護事業所できいきと働く介護職員を紹介し、介護のイメージアップを図ります。					
【本計画での実施内容】					
ホームページ等を活用して「ピカイチ☆フィルム(スライド)」や「うちのピカイチ☆職員(写真)」を発信し、介護業界のあまり知られていない良い面などをPRして、介護のイメージアップを図ります。					
【事業量】					
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
掲載事業所数	2件	2件	2件	2件	

イ 介護職場の魅力発信事業（担当課：介護保険課）

【事業概要】					
介護職場の魅力をアピールするため、介護人材募集等に関する情報を発信します。					
【本計画での実施内容】					
「カイゴ・しごと・ガイド」の発行により、介護事業所を広く紹介して介護現場の魅力発信を行うとともに、介護に関する研修や介護職以外の経理・調理・送迎等の業務に関する情報も掲載し、介護現場への関心を深めます。					
【事業量】					
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
掲載事業所数	109件	110件	115件	120件	

第3章 施策の展開

ウ 就職相談会・事業所見学会の実施（担当課：介護保険課）

【事業概要】				
ハローワーク平塚等と連携し、介護の仕事に就きたい人が就労につながるように努めます。				
【本計画での実施内容】				
ハローワーク平塚等と連携して就職相談会を実施し、その際に就労希望者が介護事業所に見学・面接の予約をすることで就労支援を行います。また、必要に応じて見学会等も企画します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	16人	16人	16人	16人

エ 介護入門的研修の実施（担当課：介護保険課）

【事業概要】				
介護の基礎的な知識や技術を習得する研修を実施し、キャリアアップを促進します。				
【本計画での実施内容】				
介護の経験がない方向けに介護の仕事や活動につながるよう、平塚市社会福祉協議会等と連携して介護に関する入門的研修を実施します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	25人※	15人	15人	15人

※令和4年度は2回実施

オ 管理者等への職場環境改善研修等の実施（担当課：介護保険課・産業振興課）

【事業概要】				
事業所を運営する管理者等に対し、職場環境の改善につながる研修等を行います。				
【本計画での実施内容】				
ハラスメント対策、生産性向上など働きやすい職場につながるテーマでの研修会等を管理者等向けに実施します。また、産業振興部や神奈川県とも連携を図ります。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会等の受講者アンケート回収数	31件	30件	30件	30件

カ 介護職員への定着支援（担当課：介護保険課）

【事業概要】		重点事業		
介護職員への定着支援として、就職後間もない若手職員の交流の場である「わかてカイ」を実施します。また、介護職員からの相談窓口に関する情報を整理して周知します。				
【本計画での実施内容】				
ひらつか地域介護システム会議等と連携して「わかてカイ」を実施し、事業所を超えた交流を図るほか、専門講師の講義等を通してより良い職場づくりを目指します。また、介護職員からの相談窓口に関する情報をホームページで周知します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
わかてカイ出席者数【累計】	14人	35人	45人	55人

キ スマート介護の推進（担当課：介護保険課）

【事業概要】		重点事業		
介護現場の生産性向上や介護職員への定着支援の取組として、デジタル技術を活用した介護事業所におけるスマート化を促進します。				
【本計画での実施内容】				
国や県の補助制度を活用するほか、介護事業所への意識啓発、ケアプランデータ連携システムの普及支援に取り組みます。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
補助件数【累計】	—	15件	30件	40件

ク 介護職員初任者研修受講の促進（担当課：介護保険課）

【事業概要】		重点事業		
介護職のスキルアップや定着支援に向け、介護職員初任者研修の受講を促進します。				
【本計画での実施内容】				
介護職員初任者研修の受講を促進し、研修修了後、市内事業所へ一定期間就労した者を支援することで、新たな人材の確保とサービスの質の向上を図ります。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
補助件数	14件	16件	16件	16件

第3章 施策の展開

ケ 若い世代へのすそ野拡大（担当課：介護保険課）

【事業概要】				
若い世代に対し、高齢者への理解や介護の必要性を認識できる環境づくりに努めます。				
【本計画での実施内容】				
職場体験等を通し、若い世代が介護の仕事を体験することにより、高齢者理解や介護の必要性について実体験として学ぶ機会を創出します。				
【事業量】				
指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	27人※	17人	17人	17人

※令和4年度は2回実施

コ 外国人材確保への取組（担当課：介護保険課）

【事業概要】	
外国人材の介護分野への参入に向け、効果的に就労につながる事業を実施します。	
【本計画での実施内容】	
介護事業者向けに外国人就労者の円滑な受け入れに関する研修会等を実施します。また、必要に応じて関係機関が主催して行う外国人就労者向けの面接会や就職相談会の連携も行います。	